

令和 7 年度
エコアクション 21 の運営に関する検討委員会（第 1 回）

議事要旨

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 4 日（月） 16 : 00～17 : 30
2. 開催場所 中央合同庁舎第 7 号館西館 905B 会議室
3. 出席者（敬称略）
 - ・委員 近藤 智洋（委員長）、皆藤 寛、佐藤 泉、渋谷 寿彦、竹下 博士、康井 洵之介
 - ・オブザーバー 一般財団法人持続性推進機構（エコアクション 21 中央事務局）
森本 英香、佐藤 隆史、小池 秀子
株式会社エスプールブルードットグリーン 八林公平、川島大地、水野宏哉
 - ・環境省 大臣官房環境経済課 平尾 禎秀、石井 友梨、長谷川 真夕、海野 洋敬

4. 議事次第
 - ・環境省 挨拶
 - ・委員会設置要領について
 - ・委員紹介
 - ・議事
 - 1) 中央事務局の運営に関する事項
エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版に基づく中央事務局の運営状況等
 - 2) エコアクション 21 の普及促進に係る施策の状況の報告
 - 3) エコアクション 21 追補版に係る説明
 - ・閉会

5. 議事要旨

■議事 1) について

エコアクション 21（以下「EA21」という。）中央事務局より、EA21 認証・登録制度の 2024 年度の運営状況及び財務状況、並びに 2025 年度の事業計画について報告があった。

【主な質疑】

- 委員より、EA21 事業においてお客様の変化や特徴的な傾向についての質問があった。
EA21 中央事務局より次の説明があった。
30 名規模から 100 名規模の企業が増加傾向にあり、また、建設公募案件にて経営審査の加点があることで建設業での取得が増えており、製造業も 3 年前から着実に増加傾向にある。
- 委員より審査員の人手不足、審査費用等の企業負担について質問があった。
EA21 中央事務局より次の説明があった。

審査員数としては全国で約 550～600 人で推移しており全体では不足していないが、事業者が少ない地域は審査員の応募者自体が少ない傾向にある。審査費については現状維持で対応しているが、今後も審査員の確保や審査費等については十分留意していきたい。

- 委員より、外部理事の存在、報告書の監査についての質問があった。

EA21 中央事務局より次の説明があった。

2 名の非常勤外部理事、1 名の監事によりガバナンスを確保しているほか、EA21 ガイドラインの「独立した第三者による監査済みの財務諸表などを提出しなければならない」との記載に基づき監査を実施している。

- 委員より、次のコメント、質問があった。

登録企業数も審査員も増えており、金融機関と連携した普及促進活動も素晴らしいと感じた。

審査員の対応状況や企業からの要望・苦情の把握について質問があった。

EA21 中央事務局より次の説明があった。

審査員は企業の特性に応じて適切に選任しており、要望・苦情等については審査後の事業者のアンケートによりその都度把握している。

- 委員より、コメントと以下の質問があった。

参加する企業や EA21 取得企業数が増えていることは良い傾向と感じる。取得企業を増やす施策の 1 つとしての企業との提携の効果・成果について質問があった。

EA21 中央事務局より次の説明があった。

CO2 排出量等環境負荷の見える化ツールを活用することで自己チェックが容易になるが、具体的な成果にはまだつながっていない。

- 委員より、次の質問があった。

EA21 の普及戦略について、EA21 取得が難しい企業に対して、どのような企業にはどのような支援が必要なのかという知見等はあるか。

EA21 中央事務局より次の説明があった。

取得企業約 7,500 社の個別の認証取得に係る課題等を把握するのは難しいが、3 年間の金融機関との連携を進める中で、金融機関に伴走支援しながら事業者と対面する現場での環境マネジメント普及方策を検討することは有効だと感じている。

- 委員より、次のコメント、質問があった。

31 人以上の規模の企業の EA21 取得者が増えている傾向は非常に良い点。まだまだ広がる余地はあると思うので、EA21 の「中小に寄り添った」特徴を活かして今後も EA21 の取得が広まっていくことを期待している。

地方事務局による説明会は多く開催されているが、それ以外に YouTube 動画を見て興味を持ってもらうなど、知ってもらう機会を広げるために中央事務局によるオンラインの活用をどのように考え

ているか。また、申し込みについても、より簡単にオンラインで手続きできるような対応は可能か。
EA21 中央事務局より次の説明があった。

地方事務局によるウェビナー開催は実施しているが、中央事務局としての発信チャンネルはまだ整備されていない。オンラインの活用は有効と認識しており、引き続き討していきたい。

■議事 2)、3) について、

環境省 大臣官房 環境経済課より EA21 の普及促進に係る施策の状況と EA21 追補版について配布資料をもとにした説明、及び、第 1 回目の本委員会で委員各位からの意見を収集し、第 2 回の委員会にて EA21 追補版に係る詳細について議論したい、との説明があった。

● EA21 中央事務局より以下のコメントがあった

執行上・運営上の課題は 2 点あると認識している。

1 つ目は、中小企業への対応である。従来は従業員 30 人以下の企業が多かったが、近年は 30 人超の企業による取得が増加している。企業規模により GHG プロトコルへの対応の緊急性や必要性は異なり、従来通りの EA21 で十分な企業もあり、現行制度の土台が崩れることはないと考えている。一方で、「GHG プロトコルに対応したガイドラインができるのは非常にありがたい」との静岡の企業の声も把握しており、今後は対応が求められる企業も増えていくと予想している。

2 つ目は、EA21 追補版の運営体制である。審査員数や組織の対応には地域差があるのも事実であり、全国一律の普及活動を進めるとともに、地域の反応に応じて重点的かつ柔軟な展開を図ることが重要である。また、審査員の質や不足への対応として、EA21 に精通した中小企業診断士や公認会計士との協力体制の構築も一案として検討している。

● 委員より、次のコメントがあった。

・SSBJ とそれに伴う保証の話が最も関心があるところで、Scope3 の中で一定の保証が EA21 追補版のマネジメントシステムの中ではたらき、機能することを期待する。

・支配力基準などのハードルが高い要件については、すべての組織を対象にせず、対象範囲を適切に絞るなど柔軟な運用を検討してほしい。

・現行 EA21 の「中小企業に優しい」、「取得コストや更新費用の手軽さ」という差別化ポイントを維持し、現行の中小企業向け制度の良さを損なわないようにしてほしい。

・追補版取得によるメリットや現行 EA21 に比べてほんの少しの追加的な手間 GHG プロトコルに対応した EA21 追補版を取得できることについて、わかりやすく具体的に説明し、企業が納得して取り組めるようにしてほしい。

・自社で PDCA を回すとの EA21 の役割があったが、社会的な認知を獲得する、取引先に選んでもらう等の世の中の求めが変化に対応することの必要性もあり取得や更新に際して追補版を推奨しても良いのではないかと。

・現行 EA21 は自社の環境負荷低減、追補版は取引先の環境負荷低減に貢献できるような取組になると思うが、GHG 全てのガスを算出する必要性はなく排出が少ないガスについては除外できる点も伝えられると良い。

・EA21 追補版の名称として、EA21 アドバンストは進んでいる意味合いもわかり良いのではない
か。ロゴの色については適切に考えてほしい。

・EA21 追補版を取得することによる大企業側からのメリットを伝えるなどサプライチェーン全体で
の効果・メリットを伝えられると良い。

● 委員より、次のコメント、質問があった。

情報の開示も徐々に中小企業にも拡大していくことが予想される中、EA21 追補版に期待するところ
としてデータの保証がある。中小企業が Scope1,2 を算出し、大企業の Scope3 に使う点で、中小企
業が提示する Scope1,2 のデータの保証はどのように考えるか。

環境省より次の説明があった。

Scope1,2 の保証業務の担い手や方法については議論が進行中であり、現時点では明確な結論は出て
いないが、保証の仕組みが重要であると認識している。また、Scope1,2 の保証が中小企業のマネジ
メントシステムの中でどのように機能するかが、今後の検討課題である。

● 委員より、次の質問があった。

現行 EA21 が中小に寄り添った簡易版であることに対して、追補版を取得することでどのようなメリ
ット・効果があるのか、どの程度の手間が必要とされるのか。

環境省より次の説明があった。

GHG プロトコルに対応した Scope1,2 を算定できていること自体が、企業の信頼性を高め、取引先か
らの評価につながるといった社会的評価や信頼性向上が主な利点として挙げられる。「少しの手間で、
他社との差別化やデータの信頼性向上につながる」「認証済みのデータを持つことでアドバンテージ
になる」と感じてもらえるよう、企業の負担軽減を意識して追補版を策定していきたい。

6. その他

会議は非公開で行われた。

以 上